



平成30年10月9日

西条市長 玉井 敏久 様

西条市使用料等審議会
会長 星 加 隆 夫



西条市下水道使用料の改定について（答申）

平成30年7月31日付け西下業第128号で当審議会に諮問のありました
標記事項について、慎重に審議した結果を次のとおり答申します。



答 申 書

本市の下水道使用料は、2市2町の合併後、2つの処理区の使用料体系が統一されていないため、同じ公共下水道を使用しているにもかかわらず、使用料に不均衡が生じており、また、下水道事業の経営状況は、汚水処理経費を賄うべき下水道使用料が不足していることから一般会計からの繰入金に依存している状況である。

このため、使用料の統一及び使用料の適正化を図るため平成28年度に西条処理区の使用料の改定を行っている。改定では、使用者への急激な負担を避けるため、西条処理区の使用料を段階的に引き上げることとし、3年ごとに見直しを図ることとしている。

今回は段階的に行う第2回目の改定であり、東予・丹原処理区の使用料は据え置き、西条処理区の使用料については、今後の経営状況や使用者の負担などを総合的に勘案した結果、別紙「下水道使用料表」のとおり11%程度の値上げの改定が妥当であると考えている。

付帯意見

- 1 使用料の改定に当たり、特に値上げとなる地域の利用者には理解を得られるよう丁寧な理由の説明や周知活動を行うこととされたい。また、市民に対して下水道事業の経営状況について説明し理解を得られるように努められたい。
- 2 健全な経営を行うため計画的・効率的な事業運営に努められ、また、利用者負担の公平性を確保するためにもできるだけ早期に使用料の統一を図られたい。
- 3 使用料の見直しについては、3年程度を基本として定期的な見直しを図られたい。
- 4 経営健全化につながる使用料収納率及び水洗化率の向上に引き続き努められたい。
- 5 使用料の統一後は、公営企業として独立採算による経営ができるよう経費回収率100%を目指されたい。
- 6 下水道の利用が出来ない地域の合併浄化槽の維持管理費について、下水道使用料との負担の公平性を図ることも必要である。



別紙

下水道使用料表（答申）

（1 か月：税抜）

種別	区分	使用水量	現行	改定後
一般污水	基本使用料	5 立方メートル	300 円	320 円
	超過使用料 (1m ³ につき)	5 立方メートルを超え 10 立方メートルまで	60 円	64 円
		10 立方メートルを超え 20 立方メートルまで	63 円	68 円
		20 立方メートルを超え 30 立方メートルまで	66 円	73 円
		30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	69 円	78 円
		50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	72 円	85 円
		100 立方メートルを超える もの	75 円	91 円
湯屋污水	基本使用料	5 立方メートル	300 円	320 円
	超過使用料 (1m ³ につき)	5 立方メートルを超え 10 立方メートルまで	60 円	64 円
		10 立方メートルを超え 20 立方メートルまで	63 円	68 円
		20 立方メートルを超え 30 立方メートルまで	66 円	73 円
		30 立方メートルを超え もの	25 円	27 円



西条市使用料等審議会委員名簿

会 長	星 加 隆 夫
職務代理者	徳 永 米 子
委 員	高 橋 典 正
委 員	難波江 覚
委 員	加 藤 正 法
委 員	渡 部 英 志
委 員	壺 内 真由美
委 員	曾我部 博
委 員	高 橋 学
委 員	徳 永 猛
委 員	矢 野 泰 利
委 員	月 岡 明 人
委 員	菅 み よ
委 員	長谷川 洋 子

計 1 4 名